



ニュースレター vol.10 2026.6.26

発行:さっぽろ犯罪被害者等援助センター

「犯罪被害者支援を考えるシンポジウム2026」開催！

「第5次基本計画」施行を受けて、3つの基本報告と会場発言

札幌の夏を告げる、さっぽろ祭りおよびよさこいソーラン踊りで賑わう6月14日(日)、当法人主催のシンポジウムが開催されました。今回は4月1日に施行された「第5次犯罪被害者等基本計画」で示された、「医療観察法被害者支援施策」の実施・検討を受けて、3つの基本報告の後、会場発言と質疑応答で参加者からは、「医療観察法の被害者の知る権利を求める活動の軌跡に感銘しました」「加害者も社会的被害者で、共に尊厳が守られる社会を願います」等の感想が寄せられました。

< 3人の基本報告 >

- ◎基調報告「医療観察法被害者支援の推移と第5次基本計画」(木村理事長)
- ◎特別報告「第5次基本計画を踏まえた被害者支援の在り方」(奥野弁護士)
- ◎特別報告「第5次基本計画を踏まえた医療観察病棟での取り組み」(賀古センター長)



会場発言の西田圭さん

基本報告の後、会場から理事長の実弟木村隆広さん、西田圭さん(北海道交通事故被害者の会)、小野陽江さん(いじめ問題を考える会)の3人の方からの会場発言があり **会場発言の小野陽江さん** しました。それぞれの立場から犯罪被害者としての生活・精神の困難な状況と連携の必要性が話され、シンポジウムの新たな活動

の可能性を示すものとなりました。



参加者の質問に答える報告者(左から木村理事長、奥野弁護士、賀古センター長)

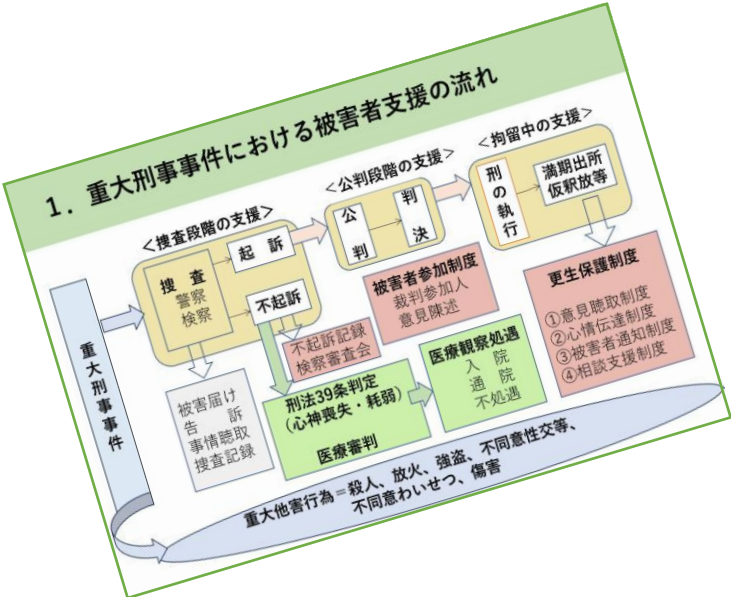
【連絡先】 特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所: 〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90
ダイアパレス植物園Ⅲ901号

Gmail:s.higaisha2022@gmail.com FAX: 011-272-7188

シンポジウムの基調報告 PP スライド資料

犯罪被害者支援を考えるシンポジウム2026
基調報告
医療観察法被害者支援の推移と第5次基本計画
 特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター
 理事長 木村 邦弘
 令和8年6月14日 札幌市教育文化会館 302研修室



2. 刑法39条・医療観察法の法的問題点とは？

(1) 刑法39条不起訴事件被害者に対する理不尽な「知る権利」の制限

- ①一般の刑事事件では、起訴→公判→判決の各段階で被害者支援制度により被害者の「知る権利」が保障される。(刑法39条・医療観察法の被害者は適用除外)
- ②刑法39条不起訴事件加害者は、医療観察法により病状回復と社会復帰訓練の対象者として処遇されるが被害者の権利は著しく制限される。(事件ではないので加害者も被害者もない)
- ③これは、憲法第13条「個人の尊厳の保障」、第14条「法の下の平等」に反するとともに、「犯罪被害者等基本法」の定義(第2条)及び基本理念(第6条)に反し違法である。

(2) 一般刑事事件と39条不起訴事件被害者の権利、支援の格差

被害者の知る権利・制度	具体的な権利。制度の内容	起訴	不起訴
被害者裁判参加制度	被害者が裁判に参加し意見を述べる	○	×
被害者心情伝達制度	被害者が拘留中の加害者に心情を伝える	○	×
被害者通知制度	被害者に加害者の状況や出所時期を伝える	○	△
民事損害賠償命令制度	被害者の民事訴訟による損害賠償を支援	○	×

3. 医療観察法被害者の「知る権利」の運用改善の推移

(1) 当初の「対象外」、「泣き寝入り」状態の困難から支援・協力の広がりへ

- ①事件の翌年2015年から、毎年法務大臣への要望書提出、シンポジウムの開催～当初は弁護士会・犯罪被害者支援団体も「刑法39条、医療観察法は対象外」として「泣き寝入り状態」
- ②犯罪被害者支援弁護士フォーラムの支援、精神保健福祉士協会、北海道ピアサポート協会等の支援協力により「精神障害者の自立支援を考える会」を設立し、医療観察法への理解広がる。
- ③2017年8月、当時の上川陽子法務大臣へ要望書を提出し、翌18年1月に刑事局の担当者が来札(複数)し懇談を実施。刑法39条被害者に対する法務省の具体的な対応が開始された。

(2) 保護局長通達により、医療観察法被害者への情報提供の道開く

- ①2018年6月、法務省保護局長より全国の保護観察所に、被害者から申し出があれば、対象者の同意が無くとも、一定範囲の情報提供ができる制度を「通達」し、大きな道が開いた。
- ②その後、制度運用について改善が為され、2024年1月からは、最初に被害者の申出があれば定期的に保護観察所より対象者情報が送付され、処遇変更や終了時には理由書が添付される。
- ③これにより、被害者の「知る権利」は事実上保障されることになり、今回の「第5次基本計画」による施策へと繋がった。

4. 「第5次基本計画」の画期的な医療観察法被害者支援施策！

(1) 「第5次基本計画」で医療観察法被害者支援施策の検討・実施を明言

- ①2025年4月以降、法務省は「第5次犯罪被害者等基本計画」の策定に向けて、数度に渡る専門委員会を開催し、11月に素案を公表した。
- ②その中で、医療観察法被害者に対する支援施策の検討・実施を画期的に明言するとともに、多岐にわたり具体的な内容を提示した。
- ③当法人は、直ちに基本的に賛同する立場から、施策の具体化を要望するパブリックコメントを提出した。

(2) 「第5次基本計画」の評価と今後の対応について

- ①「医療観察法被害者」の「知る権利」については初めて言及したもので、個別政策についても多岐にわたり具体的に説明・解説していることは画期的成果である。
- ②今後は、この施策をすべての医療観察法被害者等と共有し、司法・医療・行政等関係者に周知徹底するとともに、「被害者の知る権利」保障についての主張は一旦収束する。
- ③今後は被害者等が失った多岐にわたる経済・生活・医療等回復のための法整備と、「第5次基本計画」の「被害者支援施策」の具体化に取り組む。

5. 被害者と加害者の相互理解で、誰もが安心して暮らせる共生社会を

*心神喪失不起訴事件の被害者も、医療観察処遇となった加害者も社会的被害者であり、同じ当事者として対立ではなく、相互に理解・協力することが、真の解決の道です。犯罪被害者は、いつ・どこで遭うか分かりません。誰もが安心して暮らせる共生社会をめざして、地域・職場での協力・協同を広げましょう。

ご清聴ありがとうございます